

別記様式

### 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	不動産鑑定評価（湯沢市内外）業務
契約担当官等の氏名並びにの所属する部局の名称及び所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所長 日下部 隆昭 ○秋田県湯沢市関口字上寺沢 64-2
契約締結日	令和 3年 6月10日
契約の相手方の氏名及び住所	ジェイ.ビー.ブライアン（株） 秋田県秋田市八橋新川向 10-15
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	3,642,100円
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	非公表
随意契約によることとした理由	別添のとおり
備考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

## 契 約 理 由 書

1. 件 名：不動産鑑定評価（湯沢市内外）業務
2. 契約の相手方：ジェイ・ビー・ブライアン株式会社  
住 所：秋田県秋田市八橋新川向10番15号  
電 話 番 号：018-862-8095
3. 理由：

本業務は、湯沢河川国道事務所所管の事業用地取得等のために必要となる次に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する業務を行うものである。

本業務の履行にあたっては、評価対象地域である湯沢市、横手市、大仙市及び仙北市内における現在の地価動向及び今後の地価変動の推移という情報収集能力、分析力等を持つ業者による調査・検討が不可欠であることから企画提案書の提出を求めたところである。

企画提案書を審査、評価した結果、鑑定評価実績、また、業務実施方針における不動産市況等の地域動向の把握・分析及び適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等において、ジェイ・ビー・ブライアン株式会社が優位と評価し、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められる最適業者として特定したものである。

よって、会計法第29条の3第4項並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、上記業者と契約を締結するものである。